

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月4日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	浦安市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/keikaku/1008963/1016801.html

執行機関名 浦安市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5項 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	浦安市ひとり親家庭等医療費等助成要綱(昭和55年告示第42号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)の助成に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		浦安市ひとり親家庭等医療費等助成要綱(昭和55年告示第42号)